証券コード　2117
平成29年６月７日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋小網町14番１号
日新製糖株式会社
代表取締役社長　　樋　口　洋　一

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに到着するよう、折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時（受付開始予定 午前９時）
２．場　　所　東京都港区芝公園三丁目５番８号
　機械振興会館　地下２階ホール
３．目的事項
報告事項　１．第６期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第６期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。**
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.nissin-sugar.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移したものの、依然として個人消費の回復には鈍さが見られる状況にあります。

海外原糖市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において１ポンド当たり15.40セントで始まり、４月中旬には今期安値となる14.00セントまで下落しました。その後、深刻な干ばつに見舞われたインド・タイの減産、ならびに天候要因によるブラジル中南部の圧搾量減少予測等を背景に、世界的供給不足感が強まり、さらに金融緩和を背景とした投機筋の積極的な買いも加わったことで、10月上旬には４年ぶりの高値となる23.90セントまで上昇しました。その後は、2017/18砂糖年度以降の世界砂糖需給が一転して余剰に転じるとの見方から、３月下旬には16.58セントまで下落し、16.76セントで当期を終了しました。

国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖１kg当たり187～188円で始まり、海外原糖相場の急騰を受け、10月下旬に５円、２月下旬には３円と合計で８円上昇し、195～196円で当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、夏季の天候不順や暖冬により砂糖全体の出荷量は前年を下回りましたが、当社独自製品である「きび砂糖」および「フロストシュガー」は好調な出荷を維持しました。一方、その他の甘味料につきましては、糖化製品等の取扱いが減少しました。その結果、砂糖その他食品事業合計の売上高は46,372百万円（前連結会計年度比0.05％減）と前期並みとなりましたが、急速な原料コストの上昇に対する価格転嫁の遅れ、退職給付費用の増加等の経費増により、セグメント利益は2,370百万円（同10.5％減）となりました。

また、精糖事業の合理化投資として昨年度より進めてきました、千葉工場（千葉市美浜区）のスティックシュガー包装棟新設および千葉物流センター（千葉市美浜区）の増床については、９月より稼働を開始しています。

ドゥ・スポーツプラザを運営する健康産業事業におきましては、既存店では、ドゥ・スポーツプラザ豊洲店の10周年を機に実施した大型リニューアルなどにより、集客数は好調に推移しました。また、女性専用のホットヨガ&コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」上里店と伊奈店を開業し、増収となりましたが、一時的な新店舗開業費用の発生により、営業利益は前年並みとなりました。港湾運送事業におきましては、主力取扱商品の利益率が低下し増収減益となり、冷蔵倉庫事業におきましても、稼働率の低下により増収減益となりました。その結果、その他の事業合計の売上高は3,569百万円（前連結会計年度比3.6％増）、セグメント利益は365百万円（同11.9％減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は49,942百万円（前連結会計年度比0.2％増）、営業利益は2,735百万円（同10.7％減）、経常利益は3,073百万円（同8.9％減）となりました。特別利益としてスティックシュガー等の生産体制合理化・再構築に伴う八尾センター（大阪府八尾市）の固定資産売却益391百万円を計上するなどし、親会社株主に帰属する当期純利益は2,554百万円（同18.1％増）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2,012百万円となりました。その主なものは、千葉工場(千葉市美浜区)の包装棟新設630百万円、千葉物流センター(千葉市美浜区)の増床307百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

⑵ 財産および損益の状況

区　　分	第３期 平成26年３月期	第４期 平成27年３月期	第５期 平成28年３月期	第６期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
売　上　高（百万円）	51,878	49,741	49,840	49,942
経　常　利　益（百万円）	3,166	3,290	3,372	3,073
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,931	1,636	2,163	2,554
１株当たり当期純利益(円)	87.48	74.12	97.96	115.69
総　資　産（百万円）	56,880	58,541	57,673	58,273
純　資　産（百万円）	46,487	48,584	49,373	50,190

(注)平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割につきましては、第３期（平成26年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

⑶ **重要な親会社および子会社等の状況**（平成29年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新豊食品株式会社	90百万円	100%	砂糖等の加工および包装
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	90	100	総合フィットネスクラブの経営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174百万円	50%	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.7%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

⑷ 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境においては、主力の砂糖その他食品事業は、平成27砂糖年度（平成27年10月から平成28年９月まで）において国内砂糖需要の減少に一旦歯止めがかかったものの、人口減少が続くなかで拡大が望めない厳しい状況が予想されます。こうした状況の下、当社グループは、中期経営計画（2017～2019年度）を策定し、精製糖事業の経営品質・経営効率における№１企業を目指すとともに、拡大・成長に向けた施策を着実に実施してまいります。

精製糖事業においては、平成27年に子会社日新カップ株式会社の合併による運営の効率化、平成28年にスティックシュガー工場の更新および物流センターの増床を実施してまいりました。今後はさらに、今福工場（大阪市城東区）におけるＦＳＳＣ２２０００認証の全製品への適用による食品安全の向上、順調に販売数量を伸ばしているきび砂糖の生産設備の増設等の取り組みを進めてまいります。

拡大・成長に向けた施策においては、砂糖以外の食品素材分野に注力してまいります。全国に拡がる当社グループのお客様に対し、甘味料に対する知見、物流機能および品質管理体制に基づき、国内外の甘味料や食品素材を提供することにより「総合甘味サプライヤー」として貢献してまいります。なかでも、オリゴ糖等の機能性多糖類分野につきましては、健康の維持増進のため、腸内環境を整える重要性が注目されるなか、ガラクトオリゴ糖配合の「オリゴの王様」を５月に上市し、家庭用製品市場に進出しております。また、新たな食品素材等の取扱い増大のため、Ｍ＆Ａを積極的に活用してまいります。

健康産業事業においても、従来型の総合フィットネスクラブが伸び悩み、多様化する消費者ニーズに対応した小型専門フィットネスクラブが伸張するなかで、平成27年に分社化した株式会社ドゥ・スポーツプラザにおいて、経営体質改善を進め、ホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」による新店舗の展開を推進し、拡大路線を強化してまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社６社および関連会社６社により構成されており、砂糖の製造・販売を中心とする砂糖その他食品事業を主な事業とし、その他に、健康産業事業、冷蔵倉庫・港湾運送事業等を行っております。

⑹ **主要な事業所および工場**（平成29年３月31日現在）

① 当社

本　社：東京都中央区

営業所：仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市中村区）、
西部営業部（大阪市城東区）、広島営業所（広島市東区）、
福岡営業所（福岡市博多区）、千葉物流センター（千葉市美浜区）

工　場：千葉工場（千葉市美浜区）、今福工場（大阪市城東区）

② 子会社

新豊食品株式会社：千葉市美浜区

株式会社ドゥ・スポーツプラザ：東京都中央区

ニューポート産業株式会社：千葉市美浜区

③ 関連会社

新東日本製糖株式会社：千葉市美浜区

新光糖業株式会社：鹿児島県熊毛郡

⑺ **使用人の状況**（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	255（69）名	3名減（6名減）
その他の事業	82（54）名	4名増（6名増）
合計	337（123）名	1名増（0名）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234（2）名	1名増（0名）	44.8歳	21.7年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	450百万円
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120
みずほ信託銀行株式会社	80

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　90,000,000株

② 発行済株式の総数　22,673,883株（自己株式593,740株を含む）

③ 株主数　9,062名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友商事株式会社	8,296,281株	37.6%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,343,000	6.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,058,700	4.8
株式会社三井住友銀行	739,620	3.3
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.7
ブルドックソース株式会社	399,600	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	347,000	1.6
むさし証券株式会社	306,300	1.4
平野孝憲	293,547	1.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	231,400	1.0

（注）１．当社は、自己株式を593,740株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．平成29年２月６日付で、シンプレクス･アセット･マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書（変更報告書）において、平成29年1月30日現在で同社が2,216,300株（9.77%）を保有している旨が記載されておりますが､当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため､上記大株主には含めておりません。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	樋口洋一	
代表取締役 執行役員副社長	住井昌三	品質保証部･お客様相談室担当
取締役 常務執行役員	森永剛司	事業開発部担当 新光糖業株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	砂岡睦夫	原糖部･今福工場担当
取締役 常務執行役員	川口多津雄	株式会社ドゥ･スポーツプラザ代表取締役社長
取締役 常務執行役員	西垣淳	
取締役 執行役員	大久保亮	総合企画部・人事部･総務部担当
取締役相談役	竹場紀生	
取締役	飯塚佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キユーソー流通システム社外監査役
取締役	池原元宏	野村綜合法律事務所パートナー
常勤監査役	青砥由直	
監査役	前田浩之	
監査役	延増拓郎	石嵜・山中総合法律事務所パートナー
監査役	和田正夫	和田公認会計士事務所代表

（注）１．取締役 飯塚佳都子氏および取締役 池原元宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
３．取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および監査役 延増拓郎氏は、弁護士資格を有しております。
４．常勤監査役 青砥由直氏は、７年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当社は、平成27年４月１日より執行役員制度を導入しております。
取締役兼任者を除く平成29年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

執行役員　砂坂　静則（今福工場長兼製造部長）
執行役員　髙野　義二（営業本部長）
執行役員　柴田　弥　（人事部長）
執行役員　森田　裕　（総合企画部長、財務部担当）

8．平成29年４月１日現在の執行役員は以下の13名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。

※執行役員社長	樋口　洋一	
※執行役員副社長	住井　昌三	（品質保証部・お客様相談室担当）
※常務執行役員	森永　剛司	（事業開発部担当、新光糖業株式会社代表取締役社長）
※常務執行役員	砂岡　睦夫	（原糖部・今福工場担当）
※常務執行役員	川口　多津雄	（株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長）
※常務執行役員	西垣　淳	
※執行役員	大久保　亮	（総合企画部・人事部・総務部担当）
執行役員	砂坂　静則	（今福工場長）
執行役員	髙野　義二	（営業本部長）
執行役員	柴田　弥	（人事部長）
執行役員	森田　裕	（総合企画部長、財務部担当）
執行役員	飯塚　裕之	（総務部長）
執行役員	佐々木　洋治	（営業本部副本部長）

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③　取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役 （うち社外取締役）	238 (12)	212 (12)	26 (-)	10名 (2名)
監査役 （うち社外監査役）	33 (10)	33 (10)	－ (-)	4名 (2名)
合計 （うち社外役員）	271 (23)	245 (23)	26 (-)	14名 (4名)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成24年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成24年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

３．当事業年度末日現在の取締役は10名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キユーソー流通システム社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 延増拓郎氏は、石嵜・山中総合法律事務所のパートナーであります。当社は、石嵜・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。

・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　池原元宏	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　延増拓郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会20回のうち20回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　和田正夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会20回のうち20回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

（注）取締役池原元宏氏は、平成28年６月28日開催の第５回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員とは異なります。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3．当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に関するアドバイザリー業務に対し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容

・３カ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ．処分の理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。なお、第６期（平成29年３月期）より「１株当たり当期純利益」につきましては、銭未満を四捨五入しております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A．決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。
法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。
取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週１回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびＩＴの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的･統括的に管理する体制を確立する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ．その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを１名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備および評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。
取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、また研修等を実施して、周知徹底を図る。

Ｂ．運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に１回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。

ロ．「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役室に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

ハ．取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。

ニ．当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を2名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、平成29年3月31日現在10名で構成する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ．平成29年3月31日現在11名の執行役員が取締役会で決定された会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行しています。
経営会議を原則として週１回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ１名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制
内部通報窓口として、監査役室に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に原則４名全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ．内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役(会)に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画(年次)および会計監査結果報告(四半期・期末決算毎)などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として「財務報告に係る内部統制」の整備状況および運用状況の有効性について、評価を定期的に実施しています。
なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連の有無の確認の実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**25,745**	**流動負債**	**5,445**
現金及び預金	13,351	支払手形及び買掛金	2,191
受取手形及び売掛金	4,133	短期借入金	1,100
有価証券	1,600	未払法人税等	372
商品及び製品	3,678	賞与引当金	300
仕掛品	589	その他	1,480
原材料及び貯蔵品	1,928	**固定負債**	**2,637**
その他	464	繰延税金負債	820
貸倒引当金	△0	役員退職慰労引当金	267
固定資産	**32,528**	退職給付に係る負債	132
有形固定資産	**13,997**	再評価に係る繰延税金負債	1,077
建物及び構築物	3,655	その他	340
機械装置及び運搬具	2,069	**負債合計**	**8,082**
土地	7,860	（純資産の部）	
その他	411	**株主資本**	**47,205**
無形固定資産	**178**	資本金	7,000
その他	178	資本剰余金	12,020
投資その他の資産	**18,353**	利益剰余金	28,481
投資有価証券	16,582	自己株式	△297
繰延税金資産	638	**その他の包括利益累計額**	**2,985**
退職給付に係る資産	264	その他有価証券評価差額金	784
その他	947	繰延ヘッジ損益	△1
貸倒引当金	△80	土地再評価差額金	2,191
		退職給付に係る調整累計額	11
		純資産合計	**50,190**
資産合計	**58,273**	**負債純資産合計**	**58,273**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**49,942**
売上原価		**39,968**
売上総利益		**9,973**
販売費及び一般管理費		**7,237**
営業利益		**2,735**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	72	
持分法による投資利益	284	
その他	19	**383**
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損	11	
支払手数料	13	
その他	9	**45**
経常利益		**3,073**
特別利益		
固定資産売却益	391	
資産除去債務戻入益	44	**435**
特別損失		
固定資産除却損	116	
ゴルフ会員権評価損	4	**120**
税金等調整前当期純利益		**3,388**
法人税、住民税及び事業税	759	
法人税等調整額	74	**834**
当期純利益		**2,554**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,554**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**7,000**	**12,020**	**27,958**	**△ 296**	**46,683**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,031		△ 2,031
親会社株主に帰属する当期純利益			2,554		2,554
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	**－**	**－**	**523**	**△ 1**	**521**
当期末残高	**7,000**	**12,020**	**28,481**	**△ 297**	**47,205**

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**532**	**△ 2**	**2,191**	**△ 31**	**2,690**	**49,373**
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 2,031
親会社株主に帰属する当期純利益						2,554
自己株式の取得						△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	252	0	－	42	295	295
連結会計年度中の変動額合計	**252**	**0**	**－**	**42**	**295**	**816**
当期末残高	**784**	**△ 1**	**2,191**	**11**	**2,985**	**50,190**

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数……３社
　　連結子会社の名称……新豊食品㈱、㈱ドゥ・スポーツプラザ、ニューポート産業㈱

⑵　非連結子会社の名称……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱
　（連結の範囲から除いた理由）
　　非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数……４社
　　関連会社の名称……新東日本製糖㈱、新光糖業㈱、新中糖産業㈱、日本ポート産業㈱

⑵　持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称
　　……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱
　（持分法を適用しない理由）
　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

⑶　持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
　　持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

４．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準および評価方法
　イ．有価証券
　　ａ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
　　ｂ．その他有価証券
　　（時価のあるもの）……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
　　（時価のないもの）……主として移動平均法による原価法
　ロ．デリバティブ取引……時価法

ハ．たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

……当社および連結子会社３社のうち１社は定率法によっています。ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）および平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。その他の連結子会社２社は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	２～60年
機械装置及び運搬具	２～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

⑶　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金……従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ．役員退職慰労引当金

……当社および連結子会社２社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑷　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務を年金資産の額が上回る場合は、当該超過額を投資その他の資産に退職給付に係る資産として計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

⑸　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

⑹　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

……主として繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

ハ．ヘッジ方針……主として当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、同社取締役会規程の内規において、取引権限の限度等を定めています。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

⑺　のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しています。

⑻　消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計方針の変更に関する注記）

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

当社および連結子会社（従来より定額法を採用している２社を除く）は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額

18,368百万円

２．保証債務

135百万円

（うち73百万円は、新東日本製糖㈱の金融機関借入金に対する債務保証総額146百万円のうち、当社保証額です。）

３．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

再評価を行った年月日　平成11年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,518百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	22,673	－	－	22,673

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	1,302百万円	59円	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年10月31日取締役会	普通株式	728百万円	33円	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	816百万円	37円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入およびコミットメントラインの利用によっています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および時価について定期的に取締役会に報告されています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (*)	時　価 (*)	差　　額
	百万円	百万円	百万円
⑴現金及び預金	13,351	13,351	－
⑵受取手形及び売掛金	4,133	4,133	－
⑶有価証券及び投資有価証券	3,794	3,794	0
⑷支払手形及び買掛金	(2,191)	(2,191)	－
⑸短期借入金	(1,100)	(1,100)	－
⑹未払法人税等	(372)	(372)	－
⑺デリバティブ取引	(2)	(2)	－

(*)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

⑴現金及び預金、ならびに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらについては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所等から公表されている価格、または類似の金融資産の市場価格に利子率等の変動要因を調整する方法により算定された価格によっています。

⑷支払手形及び買掛金、ならびに⑸短期借入金、⑹未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑺デリバティブ取引

為替予約については、先物為替相場によっています。なお、流動負債「その他」に含めて表示しています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額14,388百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,273円12銭
２．１株当たり当期純利益	115円69銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しています。

２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	**（負債の部）**	百万円
流動資産	**25,533**	**流動負債**	**5,341**
現金及び預金	13,276	買掛金	2,238
売掛金	3,875	短期借入金	1,348
有価証券	1,600	リース債務	21
商品及び製品	3,677	未払金	227
仕掛品	589	未払費用	869
原材料及び貯蔵品	1,919	未払法人税等	305
前払費用	81	賞与引当金	253
繰延税金資産	215	その他	77
関係会社短期貸付金	240	**固定負債**	**2,256**
その他	56	リース債務	88
固定資産	**31,631**	繰延税金負債	742
有形固定資産	**11,540**	役員退職慰労引当金	208
建物	2,449	再評価に係る繰延税金負債	1,077
構築物	176	その他	139
機械及び装置	1,142	**負債合計**	**7,597**
車両運搬具	7	**（純資産の部）**	
工具器具備品	84	**株主資本**	**46,626**
土地	7,491	**資本金**	**7,000**
リース資産	143	**資本剰余金**	**24,318**
建設仮勘定	44	資本準備金	1,750
無形固定資産	**162**	その他資本剰余金	22,568
ソフトウェア	130	**利益剰余金**	**15,605**
その他	32	その他利益剰余金	15,605
投資その他の資産	**19,928**	繰越利益剰余金	15,605
投資有価証券	4,203	**自己株式**	**△297**
関係会社株式	14,336	**評価・換算差額等**	**2,940**
関係会社長期貸付金	840	その他有価証券評価差額金	751
前払年金費用	248	繰延ヘッジ損益	△1
その他	381	土地再評価差額金	2,191
貸倒引当金	△80	**純資産合計**	**49,566**
資産合計	**57,164**	**負債純資産合計**	**57,164**

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**46,421**
売上原価		**37,037**
売上総利益		**9,384**
販売費及び一般管理費		**6,897**
営業利益		**2,487**
営業外収益		
受取配当金	176	
その他	28	**205**
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損	11	
支払手数料	13	
その他	8	**44**
経常利益		**2,647**
特別利益		
固定資産売却益	391	
資産除去債務戻入益	44	**435**
特別損失		
固定資産除却損	102	
ゴルフ会員権評価損	4	**106**
税引前当期純利益		**2,976**
法人税、住民税及び事業税	668	
法人税等調整額	56	**725**
当期純利益		**2,251**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	**7,000**	**1,750**	**22,568**	**24,318**	**15,385**	**△ 296**	**46,407**
当期変動額							
剰余金の配当					△ 2,031		△ 2,031
当期純利益					2,251		2,251
自己株式の取得						△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）							
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**219**	**△ 1**	**218**
当期末残高	**7,000**	**1,750**	**22,568**	**24,318**	**15,605**	**△ 297**	**46,626**

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**513**	**△ 2**	**2,191**	**2,703**	**49,110**
当期変動額					
剰余金の配当					△ 2,031
当期純利益					2,251
自己株式の取得					△ 1
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	237	0	－	237	237
当期変動額合計	**237**	**0**	**－**	**237**	**456**
当期末残高	**751**	**△ 1**	**2,191**	**2,940**	**49,566**

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準および評価方法

⑴有価証券

イ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵デリバティブ取引……時価法

⑶たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法によっています。ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）および平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物　　２～50年

機械及び装置　　２～13年

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

⑶リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

⑶退職給付引当金または前払年金費用

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

⑷役員退職慰労引当金

……役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4．外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5．ヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法

……繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

⑶ヘッジ方針……社内の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程の内規において、取引権限の限度等を定めています。

⑷ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

6．消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計方針の変更に関する注記）

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額

12,638百万円

2．保証債務

135百万円

（うち、73百万円は、新東日本製糖㈱の金融機関借入金に対する債務保証総額146百万円のうち、当社保証額です。）

3．関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	185百万円
短期金銭債務	966百万円
長期金銭債権	10百万円

4．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

評価を行った年月日	平成11年３月31日
再評価を行った土地の当該事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,518百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	9,935百万円
仕入高	11,995百万円
営業取引以外の取引高	125百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	593,740株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額、賞与引当金繰入額および役員退職慰労引当金繰入額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度の合併により受け入れた土地および投資有価証券の評価差額等です。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

（百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ニューポート産業㈱	所有直接100%	兼任2名	不動産の賃貸資金融資	貸付金の回収（注１）	50	関係会社短期貸付金	90
							関係会社長期貸付金	490
関連会社	新東日本製糖㈱	所有直接50%	兼任5名	当社製品の製造	精製糖等の製造委託（注２）	4,025	買掛金	423
その他の関係会社	住友商事㈱	被所有直接37.7%	－	当社原材料の仕入及び製品等の販売	原材料の購入（注３）	5,303	買掛金	24
					商品・製品の販売（注４）	8,956	売掛金	30

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）ニューポート産業㈱への貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

（注２）精製糖等の製造委託料については、当社製品の市場価格から算定した価格、および新東日本製糖㈱から提示された総原価を検討の上、決定しています。

（注３）原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

（注４）商品・製品の販売価格その他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,244円87銭

２．１株当たり当期純利益　101円96銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しています。

２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

日新製糖株式会社　監査役会

常勤監査役　青　砥　由　直　㊞
監　査　役　前　田　浩　之　㊞
監　査　役　延　増　拓　郎　㊞
監　査　役　和　田　正　夫　㊞

（注）監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に株主資本利益率（ＲＯＥ）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（ＤＰＲ）60％、または連結株主資本配当率（ＤＯＥ）２％のいずれか大きい額を基準に配当を行います。算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

１．１株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向(ＤＰＲ)60％基準

期末１株当たり連結当期純利益115.69円の60％＝70円(１円未満切上げ)

連結株主資本配当率(ＤＯＥ)２％基準

期末１株当たり連結自己資本2,273.12円の２％＝46円(１円未満切上げ)

連結配当性向(ＤＰＲ)60％基準70円の方が大きいため、70円を１株当たり年間配当金額といたします。

２．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間配当金額（１株当たり70円）から、平成28年12月に実施しました中間配当金額（１株当たり33円）を差し引いた37円を１株当たり期末配当金額といたします。

(1)　配当財産の種類

金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金37円といたします。

なお、この場合の配当総額は816,965,291円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日といたします。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	樋口洋一（ひぐちよういち） （昭和28年８月６日）	昭和51年４月　住友商事株式会社入社 平成14年５月　同社糖質部長 ６月　新光製糖株式会社監査役 平成16年６月　同社取締役 平成20年６月　同社代表取締役社長 新光糖業株式会社代表取締役社長 平成23年10月　日新製糖株式会社取締役 当社代表取締役社長 平成26年４月　日新カップ株式会社代表取締役社長 平成27年４月　当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	18,043株
	（取締役候補者とした理由） 樋口洋一氏は、代表取締役社長として経営に携わり、経営者としての豊富な経験とリーダーシップ、幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに今後も当社グループを代表する取締役として、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	川口 多津雄（かわぐち たつお） （昭和28年12月15日）	昭和51年４月　日新製糖株式会社入社 平成14年７月　同社財務部長 平成15年６月　同社取締役 平成23年６月　同社常務取締役 平成25年４月　当社財務部長 ６月　当社常務取締役 当社余暇開発本部長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長	7,000株
	（取締役候補者とした理由） 川口多津雄氏は、財務部長、余暇開発本部長、常務取締役、取締役常務執行役員を歴任するほか、子会社の代表取締役社長として同社経営を担っており、取締役としての豊富な経験と担当分野における幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに連結経営の方針決定および執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	すな　おか　むつ　お 砂　岡　睦　夫 （昭和29年１月14日）	昭和52年４月　住友商事株式会社入社 平成16年２月　同社糖質部長付 平成19年４月　新光製糖株式会社企画室長兼総合安全対策室長 平成20年６月　同社取締役 平成23年10月　当社取締役 平成25年４月　当社常務取締役 平成27年４月　当社取締役常務執行役員（現任）原糖部・今福工場担当	4,000株
	（取締役候補者とした理由） 砂岡睦夫氏は、取締役、常務取締役、取締役常務執行役員原糖部・今福工場担当を歴任しており、取締役としての豊富な経験と担当分野における幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに連結経営の方針決定および執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	もり　なが　こう　じ 森　永　剛　司 （昭和33年12月２日）	昭和57年４月　住友商事株式会社入社 平成20年６月　同社糖質・飲料原料部副部長 新光製糖株式会社取締役 平成23年10月　同社代表取締役社長 当社常務取締役 平成27年４月　当社取締役常務執行役員（現任）事業開発部担当 （重要な兼職の状況） 新光糖業株式会社代表取締役社長	6,881株
	（取締役候補者とした理由） 森永剛司氏は、常務取締役、取締役常務執行役員事業開発部担当を歴任しており、取締役としての豊富な経験と担当分野における幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに連結経営の方針決定および執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	大久保 亮（おおくぼ あきら） （昭和30年６月８日）	昭和56年４月　日新製糖株式会社入社 平成17年６月　同社総合企画部長 平成23年６月　同社取締役 平成25年４月　当社総合企画部長 ６月　当社取締役 平成27年４月　当社取締役執行役員（現任） 総合企画部・人事部・総務部担当	4,900株
	（取締役候補者とした理由） 大久保亮氏は、取締役総合企画部長、取締役務執行役員総合企画部・人事部・総務部担当を歴任しており、取締役としての豊富な経験と担当分野における幅広い見識を有しています。これらの経験と実績をもとに連結経営の方針決定および執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	※ 髙野 義二（たかの よしじ） （昭和30年3月19日）	昭和54年４月　日新製糖株式会社入社 平成21年６月　日新カップ株式会社営業第一部長 平成23年６月　同社取締役 平成25年３月　同社取締役西部営業部長 ６月　当社取締役 平成27年４月　当社取締役執行役員営業本部西部営業部長 ６月　当社執行役員営業本部西部営業部長 平成28年４月　当社執行役員営業本部長（現任）	4,700株
	（取締役候補者とした理由） 髙野義二氏は、主に営業関連業務に従事し、執行役員営業本部西部営業部長、執行役員営業本部長を務めるなど、同分野における豊富な業務経験と実績を有しています。その経験と実績をもとに連結経営の方針決定や執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	※ 森田（もりた）　裕（ゆたか） （昭和41年１月23日）	平成元年４月　日新製糖株式会社入社 平成25年６月　当社財務部長 平成28年４月　当社執行役員総合企画部長、財務部担当（現任）	600株
	（取締役候補者とした理由） 森田裕氏は、主に財務・経営企画関連業務に従事し、財務部長、執行役員総合企画部長・財務部担当を務めるなど、同分野における豊富な業務経験と実績を有しています。その経験と実績をもとに連結経営の方針決定および執行役員の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、取締役候補者といたしました。		
8	竹場（たけば）紀生（もとお） （昭和13年10月５日）	昭和37年３月　日新製糖株式会社入社 昭和62年６月　同社取締役 平成５年６月　同社常務取締役 平成11年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社代表取締役会長 平成23年10月　新光製糖株式会社取締役 当社代表取締役会長 平成27年６月　当社取締役相談役（現任）	19,000株
	（取締役候補者とした理由） 竹場紀生氏は、代表取締役会長として当社経営に携わるとともに、長年精糖業界において中心的な役割を果たしてきたことから、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と実績に基づいた適切な助言･提言等により、今後も取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	飯塚（いいづか）　佳都子（かつこ） （昭和39年12月24日）	昭和62年４月　株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成10年４月　弁護士登録 平川・佐藤・小林法律事務所（現：シティユーワ法律事務所）入所 平成25年４月　同法律事務所パートナー(現任) 平成27年６月　当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キユーソー流通システム社外監査役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所パートナーであり、主に企業法務を専門としています。同氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識を持ち合わせているため、当社の適法性確保のためきわめて有益であり、取締役体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと考えられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	池原元宏（いけはらもとひろ） （昭和49年9月9日）	平成12年４月　弁護士登録 ４月　柳田野村法律事務所（現：柳田国際法律事務所）入所 平成18年10月　シティユーワ法律事務所入所 平成19年６月　ニューヨーク州弁護士登録 平成21年９月　野村綜合法律事務所入所 平成26年１月　同法律事務所パートナー(現任) 平成28年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 野村綜合法律事務所パートナー	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所パートナーであり、アメリカのロースクールでM&A、独占禁止法を主として専攻された経歴を持ち、企業買収提携、知的財産法、国際取引等を専門としています。同氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識を持ち合わせているため、当社の適法性確保のためきわめて有益であり、取締役体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと考えられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．飯塚佳都子および池原元宏の両氏は、社外取締役候補者であります。
４．飯塚佳都子および池原元宏の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって飯塚佳都子氏が２年、池原元宏氏が１年となります。
５．当社は、飯塚佳都子および池原元宏の両氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

6．飯塚佳都子および池原元宏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7．当社は、平成25年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
8．当社は、平成27年４月１日付で当社を存続会社、当社の子会社であった日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される住井昌三氏、西垣淳氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における所定の基準に従い総額83.9百万円の退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その配分、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
住井（すみい）　昌三（まさみ）	平成12年６月　日新製糖株式会社取締役 平成17年６月　同社常務取締役 平成19年６月　同社専務取締役 平成23年６月　同社代表取締役社長 10月　当社専務取締役 平成25年４月　当社取締役副社長 平成27年４月　当社取締役執行役員副社長 ６月　当社代表取締役執行役員副社長（現任）
西垣（にしがき）　淳（じゅん）	平成21年６月　日新製糖株式会社取締役 平成23年10月　当社取締役 平成27年４月　当社取締役常務執行役員（現任）

（注）当社は、平成25年４月１日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。

以　上

株主総会会場ご案内図

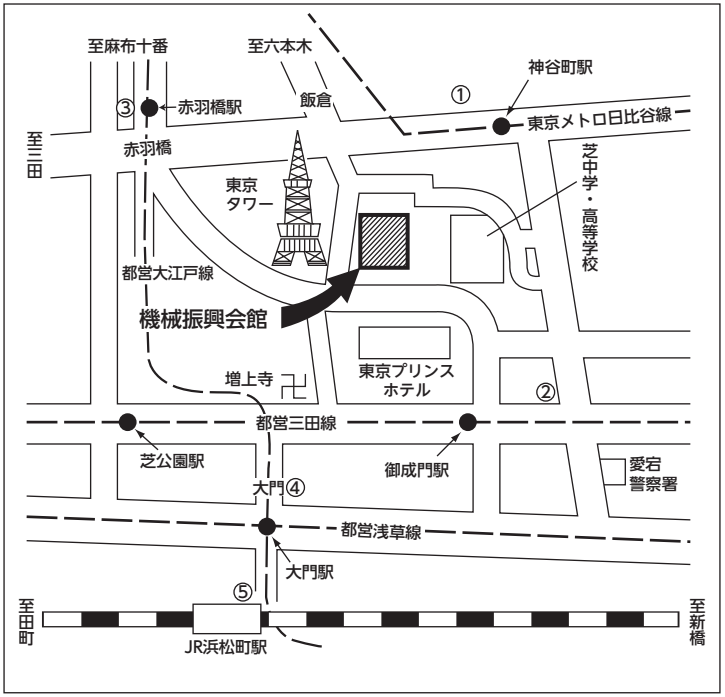

会　場　　東京都港区芝公園三丁目５番８号
　　機械振興会館　地下２階ホール
　　電　話（03）3434-8211

○主要交通機関

(地下鉄)

東京メトロ日比谷線 神谷町駅	２番出口より徒歩８分（図中①）
都営三田線 御成門駅	Ａ６出口より徒歩８分（図中②）
都営大江戸線 赤羽橋駅	赤羽橋口より徒歩10分（図中③）
都営浅草線 大門駅	Ａ６出口より徒歩10分（図中④）

(　ＪＲ　)

山手線・京浜東北線 浜松町駅	北口より徒歩15分（図中⑤）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。